

2022年（令和4年）2月24日

堺市長 殿

大阪弁護士会

会長 田 中 宏

要望書

申立人X氏（以下「申立人」という。）より、当会に対し、人権侵害の事実があったとして、適切な救済措置を求める旨の申立がありました。

当会人権擁護委員会において慎重に審査しました結果、人権侵害のおそれがあると認めましたので、以下のとおり要望いたします。

第1 要望の趣旨

貴市が平成28年3月に定めた「障害を理由とする差別の解消に関する堺市職員対応要領」、及び「講演会やイベント開催時の配慮」に関するガイドラインを各職員に周知徹底し、障害児者の参加が見込まれる講演会やイベントの開催時にはその内容を厳守するとともに、障害児者による円滑な情報の取得・利用・発信のための情報アクセシビリティの向上に努めることを要望する。

第2 要望の理由

1 認定した事実

- (1) 貴市は、2019年（平成31年）1月4日発行の「堺市立健康福祉プラザ スポーツセンターたより」新春特別号（通算第22号）（以下「本件スポーツセンターたより」という。）に掲載した「堺市障害者スポーツフォーラム」の記事に、①「手話通訳」「要約筆記」の有無を記載せず、また、②「問合せ」欄に問合せ先である貴市のファクシミリ番号を記載することも失念した。
- (2) 貴市においては、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する堺市職員対応要領」（平成28年3月）が定められるとともに「講演会やイベント開催時の配慮」と題するガイドライン（以下「ガイドライン」という。）がま

とめられている。

ガイドラインには、「事前に参加申込みを受ける場合は、電話、郵送、ファックス、Eメール、ホームページなどできる限り複数の情報伝達手段を利用します」「耳が聞こえない方もいるので、電話受付のみの対応は避けてください」「事前に希望するサービスを把握しない場合でも、手話通訳など可能な限り障害のある人への配慮に留意します」などと記載されている。

- (3) 貴市は、堺市障害者スポーツフォーラムの開催にあたり、聴覚障害者が参加の意向を持つ可能性があること、本件スポーツセンターたよりの読者に聴覚障害者が含まれる可能性があることを認識していた。

また、本件スポーツセンターたよりに掲載する「堺市障害者スポーツフォーラム」の広報記事作成時点において、同フォーラムで手話通訳・要約筆記を実施することを決定していた。

2 当会の判断

日本は、2007年（平成19年）9月28日に障害者権利条約に署名したことを受け、国内法制度の整備の一環として、2013年（平成25年）、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「差別解消法」という。）を制定した。差別解消法は、すべての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、行政機関等に対して障害を理由とする不当な差別的取り扱いを禁止する（7条1項）とともに、障害を理由とする差別を解消するための措置として、合理的配慮を提供するよう義務づけている（7条2項）。そして、個々の障害者に対する合理的配慮を的確に実施するためには、障害者が利用することをあらかじめ想定して、建築物のバリアフリー化や支援者・介助者等の人的支援、情報アクセシビリティ等が整備されている必要があるから、差別解消法は環境の整備に関する施策も併せて進めるよう努めることとしている（5条）。

本件において、貴市が策定したガイドラインは、まさに合理的配慮を的確に行うための環境整備の一環として設けられたものである。

本件スポーツセンターたよりの広報記事からは、「堺市障害者スポーツフォーラム」において手話通訳・要約筆記が実施されるかどうかを把握することができない。また、電話番号の記載しかないため、聴覚障害者において手話通訳・要約筆記に関する問い合わせをしたい、あるいは「手話通訳・要約筆記を希

望する」旨の意思の表明をしたいという要望があった場合に、容易に主催者に連絡することができない。他方、貴市においては、広報の時点で手話通訳・要約筆記の実施は決定しており、これらの情報を記載できない特段の事情もなかった。

したがって、貴市が、本件スポーツセンターたよりの記事に手話通訳や要約筆記の有無、問合せ先である貴市のファクシミリ番号を記載しなかったことは、バリアフリー化や情報の取得・利用・発信におけるアクセシビリティ向上のための事前的改善措置として自ら定めたガイドラインに明確に違反するものである。

そして、その違反は、聴覚障害者が「堺市障害者スポーツフォーラム」等の集会に参加する権利の行使において、聴覚障害者でない者との間で合理的な理由なく不利益に扱われるという平等原則（憲法14条）違反のおそれをも孕むものであることからすると、単なる過誤として看過することはできず、再発防止のための周知徹底が図られるべきである。

3 結論

以上より、貴市が本件スポーツセンターたよりに掲載された「堺市障害者スポーツフォーラム」の記事に、①「手話通訳」「要約筆記」の有無を記載しなかったこと、②「問合せ」欄に問合せ先である貴市のファクシミリ番号を記載しなかったことは、貴市策定のガイドラインに反し、ひいては平等原則違反のおそれがある。よって、冒頭に記載のとおり要望する。

以上